

①国名	Argentine Republic (AR) (アルゼンチン共和国)				
②名称	Ministry of Economic Affairs and Public Works and Services / National Institute of Industrial Property (INPI)				
③所在地	Paseo Colón 717 C.P. 1063 Buenos Aires				
④連絡先	(電話) (54 11) 4344 4902		(FAX) (54 11) 4344-5286		
	(E-mail) maramburu@inpi.gov.ar		(Internet) http://www.inpi.gov.ar		
	Patent Office: infopatentes@inpi.gov.ar				
	Trademark Office: infomarcas@inpi.gov.ar				
⑤組織の長	President: Dra. Mónica Gay				
⑥沿革	<p>(1) 1964年に制定された特許法は、1995年に新特許法(法律第24,572号)により改正され、1996年4月1日から全面的に運用が開始された。</p> <p>(2) 1965年8月27日には、意匠及びひな形の保護に関する法律が施行された。</p> <p>(3) 1981年2月1日には、商標法(法律第224,362号)が施行された。</p> <p>(4) アルゼンチンにおいて現在運用されている産業財産権法は、次の通りである。</p> <p>特許法: 1995年法律第25,859号(施行日: 2004年1月16日)</p> <p>意匠法: 1963年法律第6,673号(施行日: 1965年8月27日)</p> <p>商標法: 1980年法律第22,362号(施行日: 1981年2月1日)</p>				
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1980/10/8	1967/6/10		1992/7/29	
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	1986/1/10	1967/2/10		1973/6/30	1992/3/2
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(実演及びレコード)
				2002/3/6	2002/5/20
	ブタペスト	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	リスボン
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
				2009/5/9	2008/1/24
ストラスブール	ウィーン	WTO			
2008/9/13		1995/1/1			

①国名	Argentine Republic (AR) (アルゼンチン共和国)					
⑪統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	3,702	3,492	3,669	3,576
		(内 外国出願)	3,260	2,562	3,263	3,132
		(内日本から)	140	105	157	139
		(内 PCTルート)				
	実用新案	全数	155	201	170	200
		(内 外国出願)	28	24	14	29
	意匠	全数	2,049	2,099	2,372	2,230
		(内 外国出願)	997	861	893	830
		(内日本から)	61	68	32	27
	商標	全数	64,385	78,500	85,844	88,838
		(内 外国出願)	15,304	14,087	15,713	15,756
		(内日本から)	539	498	479	493
	登録件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	2,177	2,337	2,298	1,949
		(内 外国出願)	2,012	2,090	2,017	1,783
		(内日本から)	136	109	107	108
		(内 PCTルート)				
	実用新案	全数	48	6	105	86
		(内 外国出願)	12		28	20
	意匠	全数	1,959	1,865	2,284	1,975
		(内 外国出願)	971	820	1,005	782
		(内日本から)	59	68	32	27
商標	全数	63,863	45,149	75,728	65,198	
	(内 外国出願)	15,635	11,741	15,813	14,129	
	(内日本から)	508	366	564	533	
(出典): WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図> 国立産業財産権機関(INPI)は、経済及び公共事業省 (Ministry of Economic Affairs and Public Works and Services)の下部組織である。

①国名	Argentine Republic (AR) (アルゼンチン共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2004年1月8日施行(2004年法律第25,859号) (注) 2004年1月8日施行の2004年法律第25,859号による改正事項は、本件の解析事項と関係がない事項の改正につき、本解析は従前の1995年10月23日施行の1995年法律第24,572号により解析した。
	③地理的効力の範囲	アルゼンチン国内のみ (特許法第76条)
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (特許法第8条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。アルゼンチンに非居住の出願人は、アルゼンチン国内に通知書類の送達先を定める必要があり、アルゼンチン在住の代理人を選任しなければならない。 (特許法第69条)
	⑦出願言語	スペイン語 (特許法第14条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年 (特許法第35条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第4条)
	⑩グレースピリット	有。次の事項が規定されている。期間は、何れも開示日から1年。 (1) 発明者又は承継人が公開した発明の開示 (2) 国内又は国際の博覧会における展示による発明の開示 (特許法第5条)
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学理論及び数学的方法 (2) 文学、美術作品 (3) 計画、規則及び知的活動の経験に基く方法、ゲーム、経済活動の方法等。 (4) 外科又は治療による人体又は動物体の処理方法、及び人体又は動物体に対して行う診断方法 (5) 情報の表現形式 (6) 公序良俗に反する発明 (特許法第5条、第6条、第7条)
	⑫実体審査の有無	有。審査請求に基づき実体審査が行われる。(審査請求は、出願日から3年以内に行う必要がある) (特許法第27条)
	⑬審査請求制度の有無	有。実体審査を求めるときは、出願人はアルゼンチンにおける出願日から3年以内に実体審査手数料を納付しなければならない。実体審査手数料の納付がないときは、出願は放棄したものとみなされる。 (特許法第27条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日から18月経過後に公開される。 (特許法第26条)
	⑯異議申立制度の有無	無。異議申立制度はないが、何人も、出願の公開日から60日以内に「意見書」を提出することができる。 (特許法第28条)
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度ではないが、特許の無効は裁判所に提訴することができる。 (特許法第59条、第64条)
	⑱実施義務	有。特許付与から3年経過後、又は出願日から4年経過後に発明が実施されていないとき、発明実施のための準備がなされていないとき、又は当該発明の実施が中断されて1年を超えるときは、強制実施権設定の対象となる。 (特許法第43条)

①国名	Argentine Republic (AR) (アルゼンチン共和国)		
	⑱費用 単位 ARS (アルゼンチン・ペソ)	[出願から登録までに掛かる費用]	
		出願料 500 ARS(クレームが10まで)	
		20 ARS(10超の各クレームにつき)	
		審査請求料 500 ARS(クレームが10まで)	
		20 ARS(10超の各クレームにつき)	
		[特許権の維持に掛かる費用]	
		年金	
	第 1- 3年次 100 ARS(各年)		
	第 4- 6年次 250 ARS(各年)		
	第7-20年次 500 ARS(各年)		
	⑳料金減免措置 の有無	無。	
	㉑PCTにおける 国内料金減額 措置の有無	無。(アルゼンチンはPCT協定には未加盟)	
		(Empty rows for additional information)	

①国名	Argentine Republic (AR) (アルゼンチン共和国)	
実用新案制度	②最新実用新案法の施行年月日	2004年1月16日施行(2004年法律第25,859号) (注) 2004年1月8日施行の2004年法律第25,859号による改正事項は、本件の解析事項と関係がない事項の改正につき、本解析は従前の1995年10月23日施行の1995年法律第24,572号により解析した。
	③地理的効力の範囲	アルゼンチン共和国内のみ (特許法第76条)
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	考案者及び承継人(自然人、法人) (特許法第8条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。アルゼンチンに非居住の出願人は、アルゼンチン国内に通知書類の送達先を定める必要があり、アルゼンチン在住の代理人を選任しなければならない。 (特許法第69条)
	⑦出願言語	スペイン語 (特許法第14条)
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から10年。 (特許法第54条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第4条)
	⑩グレースピリオド	有。出願人が海外において考案を開示した場合、期間は開示日から6月である。 (特許法規則 55)
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。 (特許法第53条) ・新規な形状又は工夫として考案されたもので、公知の工具、作業用機器、用具、装置又は公知の物体の機能的な利用性を向上させないもの。
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。審査は、新規性、産業上の利用可能性について行われる。進歩性については審査は行われない。 (特許法第27条)
	⑬審査請求制度の有無	有。実体審査を求めるときは、出願人はアルゼンチンにおける出願日から3年以内に実体審査手数料を納付しなければならない。(特許法第27条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日から18月経過後に公開される。 (特許法第26条)
	⑯異議申立制度の有無	無。異議申立制度はないが、何人も、出願の公開日から60日以内に「意見書」を提出することができる。 (特許法第28条)
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度ではないが、実用新案の無効は、裁判所に提訴することができる。 (特許法第59条、第64条)
	⑱実施義務	有。特許付与から3年経過後、又は出願日から4年経過後に発明が実施されていないとき、発明実施のための準備がなされていない(特許法第43条)の実施が中断されて1年を超えるときは、何人も強制実施権設定の対象となる。 (特許法第43条)
	⑲費用 単位 ARS (アルゼンチン・ペソ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 250 ARS(クレームが10まで) 10 ARS(10超の各クレームにつき) 審査請求料 250 ARS(クレームが10まで) 10 ARS(10超の各クレームにつき) [実用新案権の維持に掛かる費用] 年金 第1-3年次 50 ARS(毎年) 第4-6年次 125 ARS(毎年) 第7-10年次 250 ARS(毎年)

①国名	<p style="text-align: center;">Argentine Republic (AR) (アルゼンチン共和国)</p>	
	⑩料金減免措置の有無	無。
	⑪PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。(アルゼンチンは、PCT協定には未加盟)

①国名	Argentine Republic (AR) (アルゼンチン共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	1965年 8月 27日施行 (1963年意匠及びひな形の保護に関する法律第6,673号)
	③地理的効力の範囲	アルゼンチン共和国内のみ (意匠法第1条)
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人) (意匠法第1条、第2条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。アルゼンチンに非居住又は事業所を有しない出願人は、アルゼンチン在住の代理人を選任しなければならない。
	⑦出願言語	スペイン語 (意匠法規則 2)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年間。この期間は、意匠権者の請求により5年ずつ継続して2回更新することができる。(最長15年) (意匠法第7条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (意匠法第6条(a))
	⑩グレースピリット	有。博覧会又は見本市において意匠を展示して開示した場合。この場合、期間は意匠の開示日から6月。 (意匠法第6条(a))
	⑪不登録対象	(1) もっぱら技術的又は機能的な面のみを要素としている意匠 (2) いかなる種類のものかを問わず衣類の物品の意匠 (意匠法第6条)
	⑫実体審査の有無	無。出願は、方式要件及びそれ自体の登録の可能性の充足についてのみ審査され、新規性については審査されない。 (意匠法第12条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類、第8版)を採用している。
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願は方式要件を満たしていると登録され、公報により公告(公開)される。 (意匠法第12条、意匠規則 11)
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度ではないが、利害関係人は、意匠の登録が意匠の創作者でない者による出願に基づくときは、登録簿に記入された出願日から5年以内に、裁判所に取消しを請求することができる。 (意匠法第17条、第18条)
	㉓登録表示義務	無。

①国名	Argentine Republic (AR) (アルゼンチン共和国)	
②④費用 単位 ARS (アルゼンチン・ペソ)		[出願から登録までに掛かる費用] (意匠法規則 23)
		出願料 500 ARS
		[意匠権の維持に掛かる費用]
		存続期間登録更新料 1,000 ARS(最初の更新) 1,500 ARS(2回目の更新)
②⑤料金減免措置 の有無		無。

①国名	Argentine Republic (AR) (アルゼンチン共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2008年4月4日施行（2008年法律第26,355号） （注）2008年4月4日施行の2008年法律第26,355号による改正事項は、本件の解析事項と関係がない事項の改正につき、本解析は従前の1981年2月1日施行の1980年法律第22,362号により解析した。
	③地理的効力の範囲	アルゼンチン共和国内のみ (商標法第26条)
	④他国制度との関連	無。
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標 (商標法第1条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、立体商標、結合商標、色彩商標、音響商標、芳香商標 (商標法第1条)
	⑦出願人資格	商標を使用している又は使用の意思を有する者及び承継人(自然人、法人)
	⑧権利付与の原則	先願主義 (商標法第3条(a), (b))
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要、アルゼンチンに非居住の出願人は、出願に出願人の共和国首都における住所を記載する必要があるが、共和国の首都に居住の代理人を選任しなければならない。 (商標法第10条)
	⑪出願言語	スペイン語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	登録付与日から10年間。10年毎に更新できる。 (商標法第5条、第4条)
	⑬グレースピリオド	無。
	⑭不登録対象	(1)商品又はサービスを表示するために使用される、又は商品又はサービスの性質、機能、品質、その他の特徴を記述した名称、言葉、記号 (2)出願前に公用されていた名称、言葉、記号、宣伝文句 (3)商品に付された形状(商品から必然的に生じる形状の場合) (4)商品の自然の若しくは固有の色彩、又は商品に付された単一の色彩(但し、商品もしくは包装容器の特定個所に施された色彩の結合は登録できる)。 (5)先に登録又は出願された商標と同一であって、同一製品又はサービスを包含する標章 (6)先に登録又は出願された商標に類似する、同一商品又はサービスを包含する標章 (7)原産地名称 (8)商品又はサービスの性質、特性、利点、品質、製造方法、目的、素性、価格、その他の特徴について意図するもの以外に誤認される恐れがある標章 (9)道徳若しくは善良の習慣に反する標章 (10) 国、州、自治体、宗教及び衛生団体が使用する又は使用を意図している並びに外国の国家及びアルゼンチン政府が承認した国際機関が使用している文字、言葉、名称、識別性のある記号 (11)商品を識別するための、法人名を含む活動組織を表す名称 (12)独創性のない宣伝文句 (商標法第2条、第3条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無有無	無。周知商標を登録する制度はないが、周知商標はアルゼンチンで未登録であっても保護を受けることができる。
	⑰一出願多区分制度の有無	有。 (商標法第10条)
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。出願は、異議申立期間満了後、同じ類に前に登録された、又は他の出願の商標との類似性に関して審査される。 (商標法第12条)
	⑲審査請求制度の有無	無。

①国名	Argentine Republic (AR) (アルゼンチン共和国)	
⑩優先審査制度・早期審査制度の有無	無。	
⑪出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願は要件を満たしていると、公報により公告(公開)される。(商標法第12条第1項)	
⑫異議申立制度の有無	無。異議申立制度ではないが、利害関係人は公告日から30日以内に意見書を提出することができる。(商標法第13条、第29条、第4条)	
⑬無効審判制度の有無	無。無効審判制度ではないが、商標の無効は裁判所に提訴することができる。(商標法第24条、第25条、第26条)	
⑭不使用取消制度の有無	有。5年。利害関係人は、直前の5年間の不使用を理由として、当該商標の取消を裁判所に提訴することができる。(商標法第26条)	
⑮商標分類	国際分類(ニース分類、第9版)を採用している。	
⑯図形要素の分類	無。	
⑰譲渡要件	無。商標は、営業とは無関係に譲渡することができる。(商標法第7条)	
⑱費用 単位 ARS (アルゼンチン・ペソ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <p>出願料</p> <p>登録出願料</p> <p>基本料(1分類につき) 200 ARS</p> <p>付加料金(1超の各分類につき) 60 ARS</p> <p>[商標権の維持に掛かる費用]</p> <p>更新出願料 200 ARS</p>	
⑲料金減免措置の有無	無。	